



**① 事業資金が必要なとき**

**中小企業振興資金  
小企業小口資金**

融資限度額 合わせて3,000万円  
(小企業小口資金は1,000万円まで)

資金使途 運転・設備

中小企業振興資金	小企業小口資金
融資利率・利用者負担利率 <b>2.1%以内</b> 融資期間が1年以内の場合は1.6%以内	利用者負担利率 <b>0.9%以内</b>
融資期間 5年以内 据置期間 6か月以内	融資期間 5年以内 据置期間 1年以内 融資利率 2.1%以内 市負担利率 1.2%

**② 小規模事業者で  
事業資金が必要なとき**

**小企業特別資金**

融資限度額 2,000万円  
(全信用保証協会の保証付融資残高の範囲内)

資金使途 運転・設備

利用者負担利率  
**0.5%以内**

融資期間 7年以内  
据置期間 6か月以内  
融資利率 1.9%以内  
市負担利率 1.4%

県信用保証協会の  
小口零細企業保証  
が必須です。

小規模  
事業者の方

**⑤ 売上・粗利益が減少したとき**

**景気対策特別資金  
景気対策特別小口資金**

融資限度額 合わせて3,000万円  
(景気対策特別小口資金は500万円まで)

資金使途 運転のみ

景気対策特別資金	景気対策特別小口資金
利用者負担利率 <b>0.8%以内</b>	利用者負担利率 <b>0.5%以内</b>
融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.7%以内 市負担利率 0.9%	融資期間 5年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.7%以内 市負担利率 1.2%

**⑥ 取引先が倒産したときや  
セーフティネット保証の認定を受けたとき**

**経営安定支援資金**

融資限度額 3,000万円  
(倒産関連中小企業証明書取得の場合は債権相当額の範囲内)

資金使途 運転のみ

利用者負担利率  
**0.9%以内**

融資期間 7年以内  
据置期間 1年以内  
融資利率 1.7%以内  
市負担利率 0.8%

セーフティネット保証  
国が指定する取引先倒産や突発的災害、  
業況悪化などによる影響を受けている  
中小企業者を支援する保証制度です。

**③ 設備を導入するとき**

**設備導入促進特別資金**

融資限度額 5,000万円

資金使途 設備のみ

一般型	社会的課題取組型
利用者負担利率 <b>0.9%以内</b>	利用者負担利率 <b>0.6%以内</b>
融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 2.0%以内 市負担利率 1.1%	融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 2.0%以内 市負担利率 1.4%

**④ 創業するとき  
創業して間もないとき**

**創業支援資金**

融資限度額 2,000万円

資金使途 運転・設備

利用者負担利率  
**0.6%以内**

認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は**0.4%以内**

融資期間 7年以内  
据置期間 1年以内  
融資利率 2.1%以内  
市負担利率 1.5%  
1.7% (認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合)

県信用保証協会の  
創業関連保証又は  
スタートアップ創出促進保証  
が必須です。

**⑦ 災害の影響を受けたとき**

**災害等対策特別資金**

融資限度額 3,000万円

資金使途 運転・設備

利用者負担利率  
**0.6%以内**

融資期間 10年以内  
据置期間 1年以内  
(危機関連保証認定取得で:  
融資期間5年超の場合:  
2年以内)

融資利率 1.7%以内  
市負担利率 1.1%

**⑧ SDGsビジネス認証を受けたとき**

**SDGs企業振興資金**

融資限度額 5,000万円

資金使途 運転・設備

運転資金	設備資金
利用者負担利率 <b>1.0%以内</b>	利用者負担利率 <b>0.3%以内</b>
融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.6%以内 市負担利率 0.6%	融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.6%以内 市負担利率 1.3%

**各資金の利用要件詳細**

	資金名	利用条件	必要な確認書等(※1) 書類名右の記号は申請・申込先
①	中小企業振興資金	中小企業者	
	小企業小口資金	従業員20人(商業、サービス業は5人(※2))以下の小規模事業者	
②	小企業特別資金★	従業員20人(商業、サービス業は5人(※2))以下の小規模事業者 ※県信用保証協会の小口零細企業保証が必須です。	・小口零細企業保証●
	設備導入促進特別資金	次のいずれかに該当する設備を導入する中小企業者 (一般型) 市内に導入する設備 (社会的課題取組型) 次のいずれかに該当する設備 ①地球温暖化対策計画書を市長に提出して市内に導入する設備 ②エコアクション21の認証を受けた事業者が市内に導入する設備 ③先端設備等導入計画の認定を受けて市内に導入する設備	(一般型) ・見積書など導入する設備の概要が分かるもの (社会的課題取組型) ・地球温暖化対策計画書◆ ・エコアクション21認証・登録証◆ ・先端設備等導入計画認定書◆ のいずれか
④	創業支援資金★	(1) 開業前の場合:現在事業を行っていない方で、次のいずれかに該当する方 ア 1か月以内に新たに個人事業を市内で開業予定の方 イ 2か月以内に新たに会社を設立し市内で事業を開始する方 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内に市内で開業予定の方 (2) 開業後の場合:開業時に別の事業を行っていなかった方で、市内で事業を営む、次のいずれかに該当する方 ア 事業を開始してから5年を経過していない個人 イ 会社を設立してから5年を経過していない法人 ウ アが創業者となり法人成りをしたもの(事業開始5年以内) (3) 分社化による場合:次のいずれかに該当する方 ア 分社化し市内で事業を開始する法人 イ 分社化し5年を経過していない市内で事業を営む法人 ※県信用保証協会の創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証が必須です。ただし、NPO法人、医療法人はご利用いただけません。 ※認定特定創業支援等事業の詳細については、市ホームページをご覧ください。	・創業関連保証● ・スタートアップ創出促進保証● のいずれか ・認定特定創業支援等事業証明書◆ (認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合)
	景気対策特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近12か月以内の決算期の売上高または売上総利益額がそれ以前の3年間いずれかの決算期に比して5%以上減少している方 (2) 最近3か月の売上高または売上総利益額が、前年同期に比して5%以上減少している方 (3) 売掛金債権等があり、当該売掛金債権等を回収するまでのつなぎ資金として利用する方。ただし、当該売掛金債権等が投機的な不動産、株式等の取引でないこと。	・景気対策特別資金融資対象確認書◆
⑤	景気対策特別小口資金	「景気対策特別資金」の(1)又は(2)の要件を満たし、借入れ希望金額が500万円以内の方	・景気対策特別資金融資対象確認書◆
	経営安定支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証制度)の規定に基づく特定中小企業者★ (2) 取引先倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する方 (3) 取引先倒産企業に対して取引依存度が20%以上ある方	(1)の場合 ・セーフティネット保証1~4、5号口、6号、8号認定書◆ ・セーフティネット保証5号イ、7号認定書◆ のいずれか (2)(3)の場合 ・倒産関連中小企業証明書◆
⑦	災害等対策特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)又は同条第6項(危機関連保証)の認定を受けた中小企業者★ (2) 自然災害(火災を除く)により罹災証明書等の発行を受け、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方	(1)の場合 ・セーフティネット保証4号認定書◆ ・危機関連保証認定書◆ のいずれか (2)の場合 ・災害等対策特別資金融資対象確認書◆
	SDGs企業振興資金	さがみはらSDGsビジネス認証制度の認証を受けている中小企業者 ※さがみはらSDGsパートナー制度とは異なりますのでご注意ください。	・さがみはらSDGsビジネス認証認定書♥

※1: 確認書等の申請・申込に必要な書類は、市ホームページ等をご確認いただくか、申請・申込先にお問い合わせください。  
また、全ての資金で決算書別表一・確定申告書第一表などの税務申告を確認できる書類が必要です。  
申請・申込先 ◆…市産業支援・雇用対策課、◆…市創業支援・企業誘致推進課、◆…市ゼロカーボン推進課、♥…市みんなのSDGs推進課、◆…相模原市産業振興財団、●…神奈川県信用保証協会

※2: 宿泊業・娯楽業・医業を主たる事業とする法人は20人以下です。商業・サービス業に該当する業種については、神奈川県信用保証協会にお問い合わせください。  
★: 神奈川県信用保証協会の保証を利用する場合、責任共有制度対象外の保証(神奈川県信用保証協会が金融機関に対して融資金額の100%を保証する)となります。(ただし、セーフティネット保証5・7・8号を除く)

**ものづくり企業の方へ**

さがみはら  
ものづくり企業支援サイト  
/ SAGAMIHARA CITY /

掲載企業  
募集中!

さがみはら

**起業をお考えの方へ**

起業するなら  
さがみはら!

さがみはら  
起業・創業サポートNavi

**融資制度利用時の注意事項**

- ・融資申込先は全て取扱金融機関・支店です。
- ・利用者負担利率は融資利率(表面金利)から市負担利率を差し引いた利率です。
- ・返済方法は、各資金とも毎月の元金均等割賦返済又は一括返済とします。なお、一括返済による融資期間は、据置期間+1か月以内とします。
- ・設備については、市内の事業所に設置、登録するものに限りです。
- ・融資利率よりも市負担利率が大きくなる場合は、融資利率が市負担利率の上限となります。融資利率の上限を超えた利子補給は行いません。
- ・記載している利率等は令和6年4月1日現在のものです。経済情勢によっては新しい資金の創設や各資金の利率・利用要件の変更等を行うことがあります。